

勸告に当たって

(北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、報告・勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を10,706円(2.70%)下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、給料表の改定を行うよう勧告し、特別給(ボーナス)については、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨言及しました。

これにより、3年連続の月例給及びボーナスの引上げとなり、公民較差の額・率ともに平成4年以来、約30年ぶりの水準となります。

また、本年の人事院勧告・報告にあった「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に関して、調査研究を進める必要があるとの認識を示し、扶養手当及び地域手当の見直しについて勧告しました。

このほか、「多様で有為な人材の確保等」、「人事・給与制度」、「障害者雇用」、「本市職員の働き方」、「心の健康づくり」、「ハラスメントの防止」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、日々職務に精励されていることに敬意を表すとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう、職務の内外を問わず高い倫理観を持ち、一層職務に精励されることを要望いたします。

令和6年9月25日

北九州市人事委員会

委員長 高橋直人